様式第８号（第９条関係）

サービス付き高齢者向け住宅登録取消通知書

年　　月　　日

様

堺　市　長　　印

高齢者の居住の安定確保に関する法律第２６条（第１項／第２項）の規定により次のとおり登録を取り消したので、同条第３項の規定により通知します。

１　住宅の名称

２　住宅の所在地

３　取消しの理由

（教示）

１　この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内の間（この決定があった日から１年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。